

駐車監視員活動ガイドライン(広島東警察署)

令和7年4月1日

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回して、放置車両の確認や確認標章の取り付けなどの仕事を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針 駐車監視員は、下記の路線・地域・時間帯を重点に巡回して放置車両の確認等を実施する。ただし、地域行事・祭礼及び催事などの期間中のほか、その他必要に応じて警察署長の指示により、その他の場所・時間帯においても活動することとする。

重点 路 線	◎ 重点路線	
	路 線 (区 間)	重点時間帯
	東区役所前交差点～府中大橋西詰交差点の間(通称「あけぼの通り」)及びその周辺	午前7時～午後10時
	饒津ガード交差点～東蟹屋町交差点の間(通称「二葉通り」)及びその周辺	

重 点 地 域	◎ 最重点地域	
	地 域	重点時間帯
	JR広島駅北口地区(上大須賀町、若草町、光町1・2丁目、光が丘、二葉の里1～3丁目)及びその周辺	午前7時～午後10時
	◎ 重点地域	

	地 域	重点時間帯
	愛宕地区(愛宕町、東蟹屋町、山根町、尾長町、尾長西1・2丁目、尾長東1～3丁目、曙1～5丁目、東山町)及びその周辺	午前7時～午後10時
	牛田地区(牛田本町1～6丁目、牛田中1・2丁目、牛田早稲田1丁目、牛田旭1・2丁目)及びその周辺	
	温品地区(温品1丁目、中山東2丁目)及びその周辺	
	矢賀・府中地区(矢賀1～6丁目、矢賀新町1～5丁目、府中町大須1～4丁目、府中町鶴江1・2丁目、府中町本町1～5丁目、府中町大通1～3丁目、府中町茂陰1・2丁目)及びその周辺	

自 動 二 輪 等	◎ 重点地域	
	地 域	重点時間帯
	JR広島駅北口・上大須賀町周辺 ○上大須賀町1～4、9、11～16番、二葉の里1丁目1番、二葉の里3丁目1～8番、宕町9番、若草町10～15、17、18、20～22番、光町1丁目8～14番、光町2丁目6～9番 ○二葉通り(二葉の里3丁目交差点～若草町中交差点の間)	午前7時～午後10時

※自動二輪等とは、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。